

富山県教育大綱改定に関する有識者委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を改定するにあたり、大綱の内容に専門的、総合的な見地からの意見を反映させるため、有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 大綱の内容の検討に関する事項
- (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験者、学校教育関係者、保護者、経済界関係者等の中から知事が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、大綱の改定の日までとする。

（役員）

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、会議を進行し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長が指名する。
 - 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、知事が招集する。

（専門委員）

第8条 委員会に、専門の事項を協議させるため、専門委員を置くことができる。

（アドバイザー）

第9条 委員会に、必要な意見を聴くため、アドバイザーを置くことができる。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、総合政策局において処理する。

（細則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。